副本

令和４年（行コ）第３１号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控 訴 人　　特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人　　国（処分行政庁　警察庁長官）

答　弁　書

令和４年６月３日

東京高等裁判所第９民事部Ａ１係　御中

被控訴人指定代理人

〒１０２－８２２５　東京都千代田区九段南一丁目１番１５号

九段第２合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所は別紙のとおり）

（電　話　０３－５２１３－１３９７）

（ＦＡＸ　０３－３５１５－７３０７）

部　付　井　上　恵理子

訟務官　前　田　修　作

〒１００－８９７４　東京都千代田区霞が関二丁目１番２号

警察庁長官官房総務課

課長補佐　小　松　美東士

係　長　清　水　健　太

係　長　滝本　拓

警察庁長官官房人事課

課長補佐　塙　昌貴

係　長　栗野　将彰

第１　控訴の趣旨に対する答弁 ――――――――――――――――――――4
第２　はじめに ――――――――――――――――――――――――――――4
第３　本件一部開示決定の変更 ――――――――――――――――――――4
第４　控訴理由書における控訴人の主張がいずれも失当であること ――――5
　１　独立した一体的な情報論に関する控訴人の主張が失当であること ………5
　(1)　控訴人の主張の概要 ……………………………………………………5
　(2)　被控訴人の反論 …………………………………………………………5
　２　情報公開法５条３号及び４号の「おそれ」（不開示事由該当性）の判断枠組み
　　に関する控訴人の主張が失当であること ……………………………14
　(1)　控訴人の主張 ……………………………………………………………14
　(2)　被控訴人の主張 …………………………………………………………15
　３　不開示範囲が明らかに広すぎるとの控訴人の主張が失当であること ……17
　(1)　控訴人の主張 ……………………………………………………………17
　(2)　被控訴人の主張 …………………………………………………………17
第５　求釈明申立てについて ―――――――――――――――――――――22
　１　求釈明事項１について ………………………………………………22
　２　求釈明事項２について ………………………………………………22
　３　求釈明事項３について ………………………………………………22
第６　結語 ―――――――――――――――――――――――――――――23

第１　控訴の趣旨に対する答弁

１　本件控訴を棄却する

２　訴訟費用は、第一審、第二審とも控訴人の負担とする

との判決を求める。

第２　はじめに

被控訴人は、本書面において、控訴人の令和４年３月２２日付け控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

控訴人らは、控訴理由書において、原判決の法解釈及び事実認定を論難するが、いずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、原判決（原判決に記載のないものは、原審における被告の答弁書及び準備書面）の例による。

第３　本件一部開示決定の変更

被控訴人は、原判決を受け、令和４年４月２８日、本件決定により一部開示済みの１２２件の保有個人情報管理簿につき、一部開示済みの部分に加え、新たに一部を開示する旨の変更決定（以下「本件変更決定」という。）を行った（乙第２６号証）。

本件変更決定により新たに一部を開示することとした文書は、乙第２７号証の１ないし１２２のとおりであり、同文書のうち、本件変更決定により新たに開示した部分は、乙第２６号証の別紙「２　新たに開示する部分」の表の「開示する項目欄の名称」のとおりであって、新たに「名称」欄、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄（以下「係の名称」欄という。）、「利用の目的」欄、「記録される項目」欄、「本人として記録される個人の範囲」欄（以下「個人の範囲」欄という。）、「記録される個人情報の収集方法」欄（以下「収集方法」欄という。）、「記録される個人情報の経常的提供先」欄（以下「経常的提供先」

欄という。)、「保有開始の年月日」欄、「保存場所」欄及び「備考」欄の一部を開示した。

第４　控訴理由書における控訴人の主張はいずれも理由がないこと

１　独立した一体的な情報論に関する控訴人の主張は理由がないこと

(1)　控訴人の主張の概要

控訴人は、原判決が「情報公開法６条１項は、その文理に照らすと、１個の行政文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報の中に不開示情報に該当するものがあるときは、不開示情報を除いたその余の情報について開示することを行政機関の長に義務付けているにすぎず、不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して開示することまでをも行政機関の長に義務付けているものと解することはできない」(原判決１４及び１５ページ）と判示したのに対し、①情報公開法は、対象文書に有意な情報がある限り、最小限度まで区分して開示することを行政機関に義務付けているなどと主張するとともに（控訴理由書・３ページ)、②別件開示文書の内容を踏まえれば、原判決が独立した一体的な情報であるとした「各記載欄」に、現に複数の有意な情報があることが確認できるなどとして、記載欄ごとに情報の単位を捉えた原判決を論難するようである（控訴理由書・７及び８ページ)。

(2)　被控訴人の反論

ア　控訴人の上記主張①は理由がないこと

(ｱ)　しかし、情報公開法６条１項は、複数の情報が記録されている１個の行政文書について、各情報ごとに、同法５条各号の不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、これに該当する情報がある場合に、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分の開示を義務付けたものであって（総務省行政管理局編「詳解　情報公開法」８４ページ参照)、１

個の行政文書に一体的な１個の不開示情報のみが記録されている場合に、その一体的な１個の不開示情報のうちの一部を削除した残りの記述部分を開示することを義務付けた規定ではないと解される（同８７ページ参照)。

情報公開法は、「情報」の意義について特段の定めを置いていないが、同法５条１号本文が「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの」と規定し、同法６条２項も、「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」と規定して、「情報」とその一部分を成す構成要素である「記述等」を明確に区別していることに照らせば、同法において、開示又は不開示の対象とされる「情報」とは、「記述等」の複合した一定のまとまりを持った単位の意味で用いられていることは明らかというべきである。最高裁判所平成１３年３月２７日第三小法廷判決・民集５５巻２号５３０ページ（以下「最高裁平成１３年判決」という。）が、「同条（引用者注：大阪府公文書公開等条例１０条のこと）は、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでをも実施機関に義務付けているものと解することはできない」と判示しているのも同趣旨である。すなわち、最高裁平成１３年判決は、大阪府公文書公開等条例に関する事案であるが、情報公開法についても、その５条及び６条の規定によれば、行政機関の長は、「独立した一体的な情報」を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分には不開示事由に該当する情報は記載されていないものとしてこれを開示することまでをも義務付けられておらず、特に同法６条２項を設け、「個人識別情報に限って、例外的に、独立

した一体的な情報を更に細分化し個人識別部分のみを不開示とする態様の部分開示を行政機関の長に義務付けるという立法政策を採用したもの」（西川知一郎・最高裁判所判例解説民事篇平成１３年度（上）３６６ページ）なのである。

そして、情報公開法６条１項のような部分開示に関する規定に基づく部分公開の対象として更に細分化することができない「独立した一体的情報」をどの範囲でとらえるかについては、当該情報が記録された記載部分の物理的形状、その内容、作成名義、作成目的、当該文書の取得原因等を総合考慮の上、不開示事由に関する定めの趣旨に照らし、社会通念に従って判断すべきである（前掲西川３７２ページ参照）。

(イ) この点、控訴人は、「独立一体的情報論」を採用した最高裁平成１３年判決や最高裁判所平成１４年２月２８日第一小法廷判決・民集５６番２号４６７ページは地方自治体の情報公開条例に関する事案であるため、本件には当てはまらないこと、上記各最高裁判決以降、最高裁は、「独立一体的情報論」とは異なる判断をしているなどと主張するようである（控訴理由書・４ないし７ページ）。

しかし、情報公開法６条１項は大阪府公文書公開等条例１０条（注1）とほぼ同旨の内容であるし、控訴人が指摘する最高裁判所の判決を見るに、以下のとおり、いずれも最高裁平成１３年判決が判示した独立一体的情報論を否定する内容のものではないことは明らかである。

1　大阪府公文書公開等条例１０条

実施機関は、行政文書に次に掲げる情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該行政文書を公開しなければならない。

a　最高裁平成１５年１１月１１日第三小法廷判決・裁判集民２１１号３４９ページ（以下「最高裁平成１５年判決」という。）について

最高裁平成１５年判決は、千葉県公文書公開条例に基づき、県立高校の校長に係る旅行命令票の公開が求められたものの、全部を公開しない旨の決定がされたため、その取消しが求められた事案に係るものであり、一の公文書中の一部の記載事項を共通の構成要素とする複数の情報がある場合において、ある情報は非公開情報に当たり、他の情報は非公開情報に当たらないときに、当該記載事項は非公開情報の一部として非公開とすることができるのか、公開すべき情報に含まれるものとして公開すべきなのかが問題となった（校長の氏名は、「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄に記載されている情報、旅行命令に関する情報及び旅費請求に関する情報のすべての情報に共通する記載事項であった。）。

この点、同判決は、「本件各公文書は、Ａ校長の校外出張に係る旅行命令及び当該旅行に係る旅費請求のために作成されたものであると解されるところ、本件各公文書の記載欄のうち『給料表の種類』欄及び『級・号給』欄に記録されている情報は、旅行命令や旅費請求の内容を成すものではなく、旅費請求における旅費の算定の前提とするためのものであり、『氏名』欄に記載された同校長の氏名と一体として同校長の私事に関する情報そのものを成すものであるから、本件条例１１条２号の非公開情報に当たるものというべきであるが、本件各公文書に記録されたその余の情報は、いずれも同校長の私事に関する情報を含まないから、同号の非公開情報に当たらないものというべきである。また、本件各公文書中の上記非公開情報に係る部分は、それ以外の部分と容易に、かつ、公開を受けようとする趣旨を損なわない程度に分

離することができるから、本件条例１２条（引用者注2）に基づき、上記非公開情報に係る部分を除いて本件各公文書を公開すべきものである。なお、『氏名』欄の記載は、上記非公開情報とその余の情報との共通の内容となっているが、この部分に私事に関する情報は含まれていないのであるから、この欄の記載は、公開すべきその余の情報に係る部分に含まれるものとして公開しなければならないと解される。」と判示した。

要するに、同判決は、一つの公文書に複数の情報がある場合に、共通の記載事項自体が非公開情報に当たらないものであるときは、当該記載事項は公開すべき情報に含まれるものとして公開すべきであるとしたものであり、「一個の情報を細分化して非公開事由に当たらない部分を公開すべきであることをいうものでない」とされている（判例時報１８４７号２２ページ、判例タイムズ１１４３号２２９ないし２３２ページ参照）。

b　最高裁平成１９年４月１７日第三小法廷判決・裁判集民２２４号９７ページ（以下「最高裁平成１９年判決」という。）について

最高裁平成１９年判決は、愛知県の住民が、愛知県公文書公開条例に基づき、愛知県商工部万博誘致対策局の需要費中食糧費の支出に関

2　千葉県公文書公開条例１２条

実施機関は、公開しようとする公文書に、前条各号の一に該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、同条の規定により公開しないことができる情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、当該公文書の公開を受けようとする趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該公開しないことができる情報に係る部分を除いて当該公文書を公開しなければならない。

する予算執行書、支出金調書等について開示請求をしたところ、食糧費が支出された懇談会に出席した相手方が識別される記載部分（以下「相手方識別部分」という。）が、同条例６条１項２号の個人識別情報、同項９号の事務事業情報に当たるとして、相手方識別部分を非公開とする決定がされたため、住民がその取消しを求めた事案に係るものである。

同判決は、相手方出席者の本件各懇談会への出席に関する情報は、当該出席者が公務員である場合は、同条例６条１項２号所定の非公開情報に該当しないが、公務員以外の者である場合は、同号所定の非公開情報に該当するとし、これらの情報は、いずれも同項９号所定の非公開情報には該当しないとした原審の判断を是認した上、相手方出席者に公務員のほか公務員以外の者が含まれ、公務員の出席に関する情報と公務員以外の者の出席に関する情報とに共通する題名欄等の記載部分がある文書について、「文書中に、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに該当する公務員以外の者の懇談会出席に関する情報とに共通する記載部分がある場合、それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてこれを公開すべきであ

り、同条例６条２項の規定（引用者注3）も、このような解釈を前提とするものと解される（最高裁平成１０年(行ツ)第１６７号同１５年１１月１１日第三小法廷判決・裁判集民事２１１号３４９頁参照)。」と判示し、同文書中の「公務員の氏名や所属名、職名等の出席公務員が識別される部分は、公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてすべてこれを公開すべきである。」と結論づけた。

最高裁平成１９年判決は、最高裁平成１５年判決を引用しているところ、最高裁平成１５年判決は、前記のとおり、一個の情報を細分化して非公開事由に当たらない部分を公開すべきであることをいうものではなく、そうであるならば、最高裁平成１９年判決も、一つの文書中に、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに該当する公務員以外の者の懇談会出席に関する情報がある場合に、前者の情報について開示することを命じたものであり、一個の情報を細分化して非公開事由に当たらない部分を公開すべきであることをいうものではなく、「独立一体的情報論」を否定したものでもないことは明らかである。

このことは最高裁平成１９年判決が「本件は、右の最高裁判決（引用者注：最高裁平成１３年判決及び最高裁平成１５年判決）の趣旨を

3　愛知県公文書公開条例６条２項

実施機関は、公文書の前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該該当する情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、その分離により公文書の公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する情報に係る部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。

再度確認するもので、何ら目新しい判断を示すものではない」(判例時報１９７１号１１１ページ）と評されていることとも軌を一にするものである。

c　最高裁平成３０年１月１９日第二小法廷判決・裁判集民２５８号１ページ（以下「最高裁平成３０年判決」という。)

最高裁平成３０年判決の原審である大阪高裁平成２８年１０月６日判決（乙第２８号証）では、最高裁平成１３年判決は最高裁平成１９年判決により実質的に変更されたとする控訴人（１審原告）の主張に対し、「情報公開法６条１項は、その文理に照らすと、１個の行政文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報のうちに不開示事由に該当する情報があるときは、当該情報を除いたその余の情報を開示することを行政機関の長に義務付けたものと解され、不開示事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を不開示とし、その余の部分を開示することまでを義務付けたものと解することはできない。そうすると、同条２項に定める場合を除いては、行政機関の長において、１個の情報を細分化することなく一体として不開示決定をしたときに、開示請求者が、同条１項を根拠として、開示することに問題のある部分のみを除外してその余の部分を開示するよう請求する権利はなく、裁判所も、当該不開示決定の取消訴訟において、行政機関の長がこのような態様の部分開示をすべきであることを理由として当該不開示決定の一部を取り消すことはできないと解すべきである（最高裁平成１３年３月２７日第三小法廷判決・民集５５巻２号５３０頁参照（引用者注：最高裁平成１３年判決を指す。))。したがって、この判決が実質的に変更されたとの点を含め、１審原告の上記主張は採用できない。」と判示して「独立一体的情報論」を明示的に採用し、これを前提とする判断を示した。

そして、最高裁平成３０年判決では、上記大阪高裁判決の判断を一部是認する判断を示している（なお、原告は、最高裁平成３０年判決は結論として「独立一体的情報論」を否定したと主張するところ、同判決は、上記大阪高裁判決を一部変更しているが、これは、当該情報が法５条３号又は６号に該当するか否かの判断が分かれたものにすぎず、「独立一体的情報論」そのものを否定したものとは解されない。）。

このように、最高裁平成３０年判決は「独立一体的情報論」を否定したものとは解されない。

d　小括

以上のとおりであるから、控訴人がその主張の理由として挙げる最高裁判決等は、いずれも「独立一体的情報論」を否定したものではないから、この点に関する控訴人の主張は理由がない。

イ　控訴人の上記主張②は理由がないこと

控訴人は、警察庁長官（以下「処分行政庁」という。）が別件開示請求に対して開示した甲第１２号証の１８の「記録される項目」欄の１から２１までの各項目のうち、９及び１９以外の項目が全て開示されていることや、「備考」欄の１から５までの各項目のうち、４以外の項目が全て開示されていることを踏まえ、本件各文書の各欄の各項目には、「容易に他の部分と区分可能な複数の情報が含まれていることが明らか」であるなどと主張する（控訴理由書・７及び８ページ）。

しかし、前記ア(ｱ)で述べたとおり、情報公開法６条１項のような部分開示に関する規定に基づく部分公開の対象として更に細分化することができない「独立した一体的情報」をどの範囲でとらえるかについては、当該情報が記録された記載部分の物理的形状、その内容、作成名義、作成目的、当該文書の取得原因等を総合考慮の上、不開示事由に関する定めの趣旨に照らし、社会通念に従って判断すべきであって、特定の欄において単に複

数の項目が含まれることをもって、これを細分化して開示すべきと主張するのは誤りである。

本件各文書は、いずれも表形式で、「名称」欄、「係の名称」欄、「利用の目的」欄、「記録される項目」欄、「個人の範囲」欄、「収集方法」欄、「経常的提供先」欄、「保有開始の年月日」欄、「保存場所」欄及び「備考」欄の合計１０の項目から構成されるところ、このうち、各欄に記録されている情報の内容は原審被告準備書面(3)（９ないし２３ページ）で述べたとおりである。このうち、例えば、「記録される項目」欄には、保有個人情報管理簿の種類、特性等に応じて警察がどのような種類、件数の個人情報を収集しているかが詳細に記載されており、同欄全体が独立した一体的な情報と解される。なお、処分行政庁が別件開示請求に対して開示した甲第１２号証の１８では、「記録される項目」欄や「備考」欄の全体ではなく、一部のみを不開示にしているが、本来的には、欄全体が独立した一体的な情報として欄全体を不開示とすることが相当であったものの、処分行政庁が任意にかかる欄の一部を開示したにすぎない。

したがって、控訴人の上記主張②は理由がない。

2　情報公開法５条３号及び４号の「おそれ」（不開示事由該当性）の判断枠組みに関する控訴人の主張は理由がないこと

(1)　控訴人の主張

控訴人は、三宅弘氏の鑑定意見書（甲第２１号証）を引用し、①情報公開法５条３号及び４号の「おそれ」は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求され、同条３号及び４号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠がある場合にのみ不開示事由に該当することになるとか、②不開示情報該当性についての主張立証責任は行政機関側が負うところ、原判決は、個別具体的な検討もせず一審被告の主張をそのまま採用して不開示情報該当性を一般抽象的に判断したものであり、原判決の判断は誤りであるな

どと主張する（控訴理由書・９ないし１３ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア　情報公開法５条３号及び４号は、行政庁がした同号該当性に関する判断について、広い裁量権を認める趣旨の規定であること（控訴人の上記主張①に対する反論）

(ｱ) この点、原審答弁書１８、１９、２３及び２４ページ、原審被告準備書面(1)１６、１７、２０及び２１ページで述べたとおり、情報公開法５条３号のいう「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある」情報、同条４号のいう「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報は、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うことや、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、これらの情報については、司法審査の場においては、裁判所は、同条３号ないし同条４号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが適当であるとされている。

この点、控訴人は、同条３号及び同条４号で規定する「おそれ」は、同条６号の「おそれ」と同様に解釈されるから、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるなどと主張するが、同条６号は、「(前略）おそれがあるもの」との文言が用いられているのに対し、同条３号及び４号は、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」との文言が用いられており、明らかに異なる規

定ぶりになっていることからすれば、同条6号と同条3号及び4号に規定する「おそれ」を同様に解することなどはできない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(イ) この点、原判決も、「(情報公開法5条3号及び4号の)「おそれ」の有無の判断については、当該情報を公にすることにより我が国の安全保障上又は対外関係上に及ぼされる影響(3号)及び犯罪予防・捜査等にもたらされる支障(4号)の有無やその程度等に関わるものであって、これらの事柄の性質上専門的・技術的な判断を要するものであることに鑑み、行政機関の長の第一次的な判断を尊重する趣旨で定められたものであると解される。したがって、行政機関の長は、上記各号の不開示情報の該当性の判断につき裁量を有するものと解され、上記各号の不開示情報に該当するものとしてされた行政文書の不開示処分が違法と認められるためには、その不開示情報該当性に関する行政機関の長の判断が社会通念上著しく妥当性を欠くなど、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる必要があるというべきである。」と正当に判示している(原判決11及び12ページ)。

イ　情報公開法5条3号及び同条4号該当性に関する主張立証責任は一審原告が負うこと(控訴人の上記主張②に対する反論)

この点、原審答弁書19ないし27ページ、原審被告準備書面(1)16ないし20ページ、前記ア(イ)で述べたとおり、情報公開法5条3号及び4号は、不開示情報の該当性に関して行政機関の長に広い裁量権を認める趣旨の規定であり、裁判所は、行政機関の長の第一次的判断を尊重した上で、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断すべきとされるところ、不開示情報該当性の判断に至る過程における行政機関の長の裁量権の行使に逸脱・濫用があったことを基礎づける具体的事実については、一審原告が主張立証責任を負うものと解されるから、この点に関

する控訴人の主張は理由がない。

3　不開示範囲が明らかに広すぎるとの控訴人の主張は理由がないこと

(1)　控訴人の主張

控訴人は、本件において、別件開示文書における一部開示部分も不開示としたことや、情報の一体性の判断を各欄ごとに行ったことについて、不開示範囲が明らかに広すぎるなどと主張するようである（控訴理由書１４ないし１７ページ）。

(2)　被控訴人の反論

ア　この点についての反論は、前記１(2)イで述べたとおりであり、控訴人の上記主張はいずれも理由がない。

なお、この点につき、原判決は、「１個の行政文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報の中に不開示情報に該当するものがあるときは、不開示情報を除いたその余の情報について開示することを行政機関の長に義務付けているにすぎず、不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して開示することまでをも行政機関の長に義務付けているものと解することはできない。」、「上記の「独立した一体的な情報」をどの範囲で捉えるのかについては、当該情報の目的、性質及び内容や、その記録に係る形状等を総合的に考慮した上で、情報公開法５条が行政文書の原則的な開示義務を定め、その例外として不開示情報を定めた趣旨に照らし、社会通念に従って個別具体的に判断するのが相当である。」とした上で（原判決１４及び１５ページ）、別件各開示決定で開示された内容を参照するなどし、当該情報の目的、性質及び内容や、その記録に係る形状等を総合的に考慮した上で、「一つの記載欄のうちに更に複数の内容が含まれる場合があるとしても（中略）、個人情報ファイルに係る一定の情報を所定の項目ごとに区切って一覧表形式で記載するという保有個人情報管理簿の性質及び内容やその記録に係る形状に照らせば、一つの記載欄がそれ

ぞれ独立した一体的な情報を成すものというべきであって、警察庁長官は、一つの記載欄に係る情報を更に細分化して開示すべき義務までを負うものではない。」と正当に判示している（原判決１５及び１６ページ）。

イ　控訴人は、控訴理由書１５ないし１７ページにおいて、以下のとおり個別の欄ごとの主張をしているところ、以下、必要と認める範囲でこれに反論する（なお、以下で述べる各欄の不開示部分は、本件変更決定により不開示が維持された部分を前提としている。）。

(ｱ)　「名称」欄

a　控訴人の主張

被控訴人は、「名称」欄には、別件開示文書（甲第１２号証の１ないし１８）のように区分可能な有意な複数の情報が記載されている場合があるなどとし、要旨、そのような場合には、当該有意な情報ごとに細分化して開示すべき旨主張するようである（控訴理由書１５ページ）。

b　被控訴人の反論

この点、原審被告準備書面(3)（９及び１０ページ）で述べたとおり、「名称」欄には、警察が、犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集しているのかが分かる情報が記載されており、同欄全体が独立した一体的な情報であるといえ、前記１のイで述べたとおり、別件開示文書における「名称」欄の一部開示は、処分行政庁が任意にこれを開示したものにすぎないから、控訴人の上記主張は理由がない。

(ｲ)　「利用の目的」欄

a　控訴人の主張

控訴人は、「利用の目的」欄には、別件各開示文書（甲第１２号証の１ないし５、甲第２６号証の１及び２、甲第２８号証の１及び２、甲第３０号証）のように、複数の目的が記載されていたり、特定の目的

を例示した上で包括的な記載をしている場合があるなどとし、要旨、そのような場合には、当該記載ごとに不開示情報該当性を判断すべきなどと主張するようである（控訴理由書１５ページ）。

b　被控訴人の反論

この点、「利用の目的」欄には、原審被告準備書面(3)（１２及び１３ページ）で述べたとおり、警察が個人情報をどのような目的・理由で収集、管理しているか、特定事件等の犯罪捜査における情報の利用方法、分析方法等が記載されており、同欄全体が独立した一体的な情報であるといえ、前記１のイで述べたとおり、別件開示文書における「利用の目的」欄の一部開示は、処分行政庁が任意にこれを開示したものにすぎないから、控訴人の上記主張は理由がない。

(ｳ)　「記録される項目」欄

a　控訴人の主張

控訴人は、特段の根拠を示さずに、「記録される項目」欄には、複数の区分可能な有意な情報が記載されていることが明らかであるなどとして、同欄全体を不開示にするには当該情報全てが不開示情報に該当することを明らかにしなければならないなどと主張する（控訴理由書１５及び１６ページ）。

b　被控訴人の反論

この点、原審被告準備書面(3)１４及び１５ページで述べたとおり、「記録される項目」欄には、保有個人情報管理簿の種類、特性等に応じて警察がどのような種類、件数の個人情報を収集しているかが詳細に記載されており、同欄全体が独立した一体的な情報であるといえる上、同欄には複数の区分可能な有意な情報が記載されているとの控訴人の主張は何らの根拠を伴わないものであるから、控訴人の上記主張は理由がない。

(ｴ) 「個人の範囲」欄

a　控訴人の主張

控訴人は、「個人の範囲」欄には、別件開示文書（甲第１２号証の５、９及び１２ないし１６、甲第２４号証の１及び２、甲第２６号証の１及び２）のように、区分可能な有意な複数の情報が記載されている場合が多いなどとし、要旨、そのような場合には、当該記載ごとに不開示情報該当性を判断すべきなどと主張するようである（控訴理由書１６ページ）。

b　被控訴人の反論

この点、「個人の範囲」欄には、原審被告準備書面(3)（１５及び１６ページ）で述べたとおり、警察がどのような個人情報を収集しているかが容易に把握又は推認できる情報が記載されており、同欄全体が独立した一体的な情報であるといえ、前記１のイで述べたとおり、別件開示文書における「個人の範囲」欄の一部開示は、処分行政庁が任意にこれを開示したものにすぎないから、控訴人の上記主張は理由がない。

(ｵ) 「収集方法」欄

a　控訴人の主張

控訴人は、「収集方法」欄は、別件各開示文書（甲第３２号証の４ないし６）において同欄の一部が開示されていることから、要旨、有意な情報を区分して開示すべき旨主張するようである（控訴理由書１６ページ）。

b　被控訴人の反論

この点、「収集方法」欄には、原審被告準備書面(3)（１６及び１７ページ）で述べたとおり、警察がどのような個人情報を収集しているかが容易に把握又は推認できる情報が記載されており、同欄全体が独立

した一体的な情報であるといえ、また、前記１のイで述べたとおり、別件開示文書における「収集方法」欄の一部開示は、処分行政庁が任意にこれを開示したものにすぎないから、控訴人の上記主張は理由がない。

(ｶ) 「経常的提供先」欄

a　控訴人の主張

控訴人は、「経常的提供先」欄には、別件開示文書（甲第２４号証の１及び２、甲第３０号証）のように、提供先が複数あれば複数の有意な情報が具体的に記載されている場合があるなどとして、要旨、そのような場合には、当該記載ごとに不開示情報該当性を判断すべきなどと主張するようである（控訴理由書１６ページ）。

b　被控訴人の反論

この点、「経常的提供先」欄には、原審被告準備書面(3)（１８及び１９ページ）で述べたとおり、警察が収集した個人情報を経常的に提供していることを公にすることのできない特定の機関名や団体等の名称が記載されており、同欄全体が独立した一体的な情報であるといえ、前記１のイで述べたとおり、別件開示文書における「経常的提供先」の一部開示は、処分行政庁が任意にこれを開示したにすぎないから、控訴人の上記主張は理由がない。

(ｷ) 「備考」欄

a　控訴人の主張

控訴人は、「備考」欄には、別件各開示文書（甲第１２号証の１ないし１８、甲第２４号証の１及び２、甲第２６号証の１及び２、甲第３２号証の１ないし６）のように、複数の有意な情報が記載されている場合があるなどとし、要旨、そのような場合には、当該記載ごとに不開示情報該当性を判断すべきなどと主張するようである（控訴理由書

１６ページ)。

b　被控訴人の主張

この点、「備考」欄には、原審被告準備書面⑶（２３ないし２５ページ）で述べたとおり、取り扱う権限を有する者の範囲、電気通信を利用して伝達する場合における注意事項、取り扱うことができる場所、保存すべき場所、廃棄方法のほか、関係する法令、規則、訓令、通達等の名称、その他参考事項等、「備考」欄以外の各欄と関連性を有する情報が記載されており、同欄全体が独立した一体的な情報であるといえ、前記１のイで述べたとおり、別件開示文書における「備考」欄の一部開示は、処分行政庁が任意にこれを開示したにすぎないから、控訴人の上記主張は理由がない。

第５　求釈明事項について

１　求釈明事項１について

前記第３のとおり、処分行政庁は本件変更決定を行っており、釈明の要は認められない。

２　求釈明事項２について

前記第３のとおり、処分行政庁は本件変更決定を行っているところ、控訴人において、本件変更決定において不開示が維持された部分について不開示情報に該当しないとするのであれば、その点に関する控訴人からの主張を待って反論することとする。

３　求釈明事項３について

求釈明事項３は、別件開示文書と本件各文書との対応関係を問うものであり、本来であればこれに応じる必要性は認められないものの、審理促進の観点から別表のとおり回答する。

なお、念のため付言するに、別件及び本件の開示文書である保有個人情報管

理簿は、必要に応じて随時更新されており、別件開示文書と本件開示文書とでは、それぞれ開示請求日及び開示決定日が異なることから、同一の内容ではない。

第６　結語

以上のとおりであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以　上

別　表

別件開示文書	本件開示文書
甲第１２号証の１	原判決別表１における４９
甲第１２号証の２	原判決別表１における５０
甲第１２号証の３	原判決別表１における５１
甲第１２号証の４	原判決別表１における５２
甲第１２号証の５	原判決別表１における５３
甲第１２号証の６	原判決別表１における５５
甲第１２号証の７	原判決別表１における５６
甲第１２号証の８	原判決別表１における５７
甲第１２号証の９	原判決別表１における５８
甲第１２号証の１０	原判決別表１における６０
甲第１２号証の１１	原判決別表１における６１
甲第１２号証の１２	原判決別表１における６２
甲第１２号証の１３	原判決別表１における５９
甲第１２号証の１４	原判決別表１における６３
甲第１２号証の１５	原判決別表１における６４
甲第１２号証の１６	原判決別表１における６５
甲第１２号証の１７	原判決別表１における６６
甲第１２号証の１８	原判決別表１における４８
甲第２４号証の１	原判決別表１における１４
甲第２４号証の２	原判決別表１における１５
甲第２６号証の１	原判決別表１における３６
甲第２６号証の２	原判決別表１における３７
甲第２８号証の１	原判決別表１における６７
甲第２８号証の２	原判決別表１における６８
甲第３０号証	該当なし
甲第３２号証の１	原判決別表１における７４
甲第３２号証の２	原判決別表１における７５
甲第３２号証の３	原判決別表１における７７
甲第３２号証の４	原判決別表１における７８
甲第３２号証の５	原判決別表１における７９
甲第３２号証の６	原判決別表１における８０
甲第３４号証の１	原判決別表１における４９
甲第３４号証の２	原判決別表１における５０
甲第３４号証の３	原判決別表１における５１
甲第３４号証の４	原判決別表１における５２
甲第３４号証の５	原判決別表１における５３
甲第３４号証の６	原判決別表１における５５
甲第３４号証の７	原判決別表１における５６
甲第３４号証の８	原判決別表１における５７
甲第３４号証の９	原判決別表１における５８
甲第３４号証の１０	原判決別表１における６０
甲第３４号証の１１	原判決別表１における６１
甲第３４号証の１２	原判決別表１における６２
甲第３４号証の１３	原判決別表１における５９
甲第３４号証の１４	原判決別表１における６３
甲第３４号証の１５	原判決別表１における６４
甲第３４号証の１６	原判決別表１における６５
甲第３４号証の１７	原判決別表１における６６
甲第３４号証の１８	原判決別表１における４８